

エコカー補助金の取扱いについて

～法人がエコカー補助金を受取った場合には、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定の適用を受けることができます。～

法人がエコカーを取得して補助金を受けとった場合、この補助金は国の「環境対応車普及促進対策補助金」として交付されていることから、国庫補助金に該当します。

そのため法人税法上の

「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」の規定を適用することができます。

1. 経理処理

法人がエコカーを取得して補助金を受取った場合の経理処理は以下のとおりとなります。

(1) 車両購入時

車両	3,000,000	現金預金	3,000,000
----	-----------	------	-----------

(2) 補助金受取時

現金預金	250,000	雑収入	250,000
------	---------	-----	---------

(3) 減価償却時

固定資産圧縮損	250,000	車両	250,000
減価償却費	×××	車両	×××

2. 注意点

※ 車両本体の減価償却費の計算は、圧縮後の取得価額を基礎として計算することとなります。

※ 減価償却費の計算を行う場合の取得価額は次の通り計算します。

$$\begin{aligned} \text{取得価額} &= \text{購入価額 } 3,000,000 - \text{補助金 } 250,000 \\ &= 2,750,000 \end{aligned}$$

※ 上記の仕訳は、圧縮額を固定資産勘定から直接控除する方法によっていますが、上記以外に特別勘定を用いる経理処理もあります。

※ 圧縮損を損金算入するためには、法人税の申告書「別表13(1)」を作成する必要があります。(別紙参照)

3. 圧縮記帳の取扱い

圧縮記帳は課税の繰り延べの制度です。

圧縮記帳を選択する、しないは法人の判断となり、選択しなくてもかまいません。

ただし、圧縮記帳をするかしないかは、費用計上されるタイミングに影響を及ぼします。

圧縮記帳をする場合には、初年度に圧縮損が計上され、その後の減価償却費の計上が少なくなります。

車両購入時に資金の支出が伴いますので、資金繰りを考慮し、初年度にできるだけ多くの費用を計上し、購入年度の納税負担を減らしたい場合には、圧縮記帳の方法を選択する方法が考えられます。

圧縮記帳をしない場合には、車両取得価額が大きくなりますので、圧縮記帳をした場合と比べると、毎年の減価償却費の金額は大きくなります。

どちらの方法を選択したとしても、最終的に費用計上される金額に違いはありません。

4. 消費税の取扱い

消費税の取扱いについては下記のとおりとなります。

車両の購入……課税仕入

補助金………不課税売上

圧縮損………課税対象外

～参考～

個人がエコカー補助金を受取った場合の取扱いは次の通りとなります。

<個人(事業者の場合)>

個人が受け取った補助金のうち、その固定資産の取得又は改良に充てた部分の金額に相当する金額は、収入金額に算入しないこととされています。

そのため、エコカー補助金も収入金額に算入しません。

また減価償却資産の償却費の計算については、取得等の金額から、この収入金額に算入しないこととした金額を控除した金額をもって取得したものとみなすこととしています。

そのため、車両の購入金額から、受取った補助金の金額を控除した金額を基礎として、減価償却費を計算します。

1. 経理処理

個人(事業者)がエコカーを取得して補助金を受取った場合の経理処理は以下のとおりとなります。

(1) 車両購入時

車両	3,000,000	現金預金	3,000,000
----	-----------	------	-----------

(2) 補助金受取時

現金預金	250,000	補助金収入	250,000
補助金収入	250,000	車両	250,000

(3) 減価償却時

減価償却費	×××	車両	×××
-------	-----	----	-----

※ 減価償却費の計算を行う場合の取得価額は次の通り計算します。

$$\begin{aligned} \text{取得価額} &= \text{購入価額 } 3,000,000 - \text{補助金 } 250,000 \\ &= 2,750,000 \end{aligned}$$

※ 確定申告時に「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」の添付が必要です。

＜個人(事業者でない)＞

事業をしていない個人が受け取ったエコカー補助金は、一時所得となります。

一時所得は50万円の特別控除があります。

したがって、補助金が50万円以下であれば、納税は発生しません。

ただし、補助金を受け取った年に他の一時所得もある場合には、その合計額が50万円の特別控除額を超えていると納税の問題が発生しますので、注意が必要です。